平成２２年（フ）第３２号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目13番地７　グランドパレス苅田ウイングゲート301号
債務者　松田　倫博
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
福岡県行橋市行事２丁目11番41号
債務者　大山　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
福岡県行橋市行事２丁目11番41号、住民票上の住所福岡県行橋市行事２丁目11番40号大和第２アパート２―６
債務者　大山英里香
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
福岡県行橋市神田町２番12―307号
債務者　春岡　美保
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
千葉県我孫子市湖北台７丁目18番76―105号
債務者　日高　愛子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４４号
千葉県柏市あけぼの２丁目９番27号
債務者　中川　直次
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４５号
千葉県柏市北柏２丁目６番地４旭ルーミー２番館１号
債務者　廣瀬　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４７号
千葉県柏市柏1308番地９ガーデニア柏Ⅱ―107号
債務者　野口　克也
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５１号
千葉県柏市逆井藤ノ台６番地エクセル藤ノ台202号
債務者　佐藤　勝治
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５２号
千葉県松戸市岩瀬67番地の１　岩瀬ミドリハイツ102号
債務者　秋田　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２号
和歌山県日高郡日高川町大字平川510番地３
債務者　土手　　正
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第３号
和歌山県御坊市藤田町吉田227番地１
債務者　稲垣　保男
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第４３号
山口県周南市大字戸田2068番地の４、前住所大阪府堺市北区百舌鳥本町１丁69番地３シュライク2000―101号
債務者　弘中　晋也
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７０号
山口県下松市潮音町２丁目13番24号　セジュール21Ｅ―101号室、住民票上の住所山口県下関市丸山町４丁目１番17号
債務者　西川　勝則
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２３号
仙台市泉区黒松３丁目２番５―204号
債務者　笠原　千加
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目17番地の４ファミール萩野町101
債務者　片平　沙織
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
仙台市太白区富沢南１丁目20番地の１　エスペランサ201
債務者　石賀ユキ子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係